

第37号議案

島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「前条第1項」を「第13条第1項」に改める。

別表第1中	「	3,500円	を	「	9,300円	に改める。
	4,500円	11,400円				
	6,000円	14,300円				
	7,400円	17,300円				
	8,900円	18,800円				
	10,800円	20,700円				
	13,300円	23,300円				
」	」					

別表第2中	「	20,000円	を	「	50,000円	に改める。
	50,000円	125,000円				
	100,000円	250,000円				
」	」					

別表第3中	「	30,000円	を	「	75,000円	に改める。
	50,000円	125,000円				
	100,000円	250,000円				
」	」					

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、島根県心身障害者扶養共済制度（以下「県の制度」という。）に加入している者及び同

日において他の地方公共団体の実施する独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「法」という。）第12条第2項に定める共済制度（以下「他の団体の制度」という。）に加入している者であって施行日以後にこの条例による改正後の島根県心身障害者扶養共済制度条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定により県の制度に加入したもの（以下これらを「改正前加入者」という。）のうち、昭和54年9月30日以前に県の制度又は他の団体の制度に加入した者及び同年10月1日から昭和61年3月31日までの間に県の制度又は他の団体の制度に加入した者であって加入時の年齢が45歳未満であったものに対する改正後の条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「別表第1」とあるのは「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年島根県条例第 号）附則別表第1」と、「20年」とあるのは「25年」とする。

- 3 改正前加入者のうち、前項に規定する者以外の者に対する改正後の条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「別表第1」とあるのは、「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年島根県条例第 号）附則別表第2」とする。
- 4 改正前加入者のうち、この条例による改正前の島根県心身障害者扶養共済制度条例第5条の2第3項の承認を受けた者（以下「口数追加加入者」という。）及び施行日前に他の団体の制度において口数追加加入者に相当する者であったものに対する改正後の条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「別表第1」とあるのは、「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年島根県条例第 号）附則別表第2」とする。
- 5 改正前加入者に対する改正後の条例第13条の規定の適用については、同条第1項中「別表第2」とあるのは「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年島根県条例第 号）附則別表第3」と、同条第2項及び第3項中「別表第2」とあるのは「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例附則別表第3」とする。
- 6 改正前加入者に対する改正後の条例第13条の2の規定の適用については、同

条第 1 項中「別表第 3」とあるのは「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年島根県条例第 号）附則別表第 4」と、同条第 2 項中「別表第 3」とあるのは「島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例附則別表第 4」とする。

7 改正後の条例第 6 条第 1 項及び第 2 項（附則第 2 項から第 4 項までにおいて読み替えられる場合を含む。）の規定は、平成20年 4 月以後の月分の掛金について適用し、同月前の月分の掛金については、なお従前の例による。

8 改正後の条例第13条及び第13条の 2（附則第 5 項及び第 6 項において読み替えられる場合を含む。）の規定は、施行日以後の心身障害者の死亡に係る弔慰金及び施行日以後の脱退又は口数の減少の申出に係る脱退一時金について適用し、施行日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金及び施行日前の脱退又は口数の減少の申出に係る脱退一時金については、なお従前の例による。

（島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成 7 年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 1 及び附則別表第 2 中「以後」を「から平成20年 3 月の月分まで」に改める。

附則別表第 1

昭和61年 4 月 1 日における年齢の区分	掛金の月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上の者	10,600円

附則別表第 2

加入時又は口数追加加入者となった時の年齢の区分	掛金の月額
35歳未満の者	5,600円

35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

備考 改正後の条例第4条第2項の規定により県の制度に加入した者については、「加入時又は口数追加加入者となった時の年齢」とあるのは「転入前の住所地を管轄する地方公共団体の実施する法第12条第2項に定める共済制度における加入時又は口数追加加入者に相当する者となった時の年齢」としてこの表を適用する。

附則別表第3

加入期間又は口数追加期間	弔慰金の額又は加算の額
1年以上5年未満	30,000円
5年以上20年未満	75,000円
20年以上	150,000円

附則別表第4

加入期間	脱退一時金の額
5年以上10年未満	45,000円
10年以上20年未満	75,000円
20年以上	150,000円